

田辺市建設工事等競争入札執行要領 主な改正点 (令和2年6月1日改正)

11. 前払金及び中間前払金

これまで、一会計年度あたりの前払金の支払限度額は15千万円とし、複数年度にまたがる工事等の前払金の支払限度額は30千万円としていましたが、前払金及び中間前払金の支払における限度額は設けないものとします。